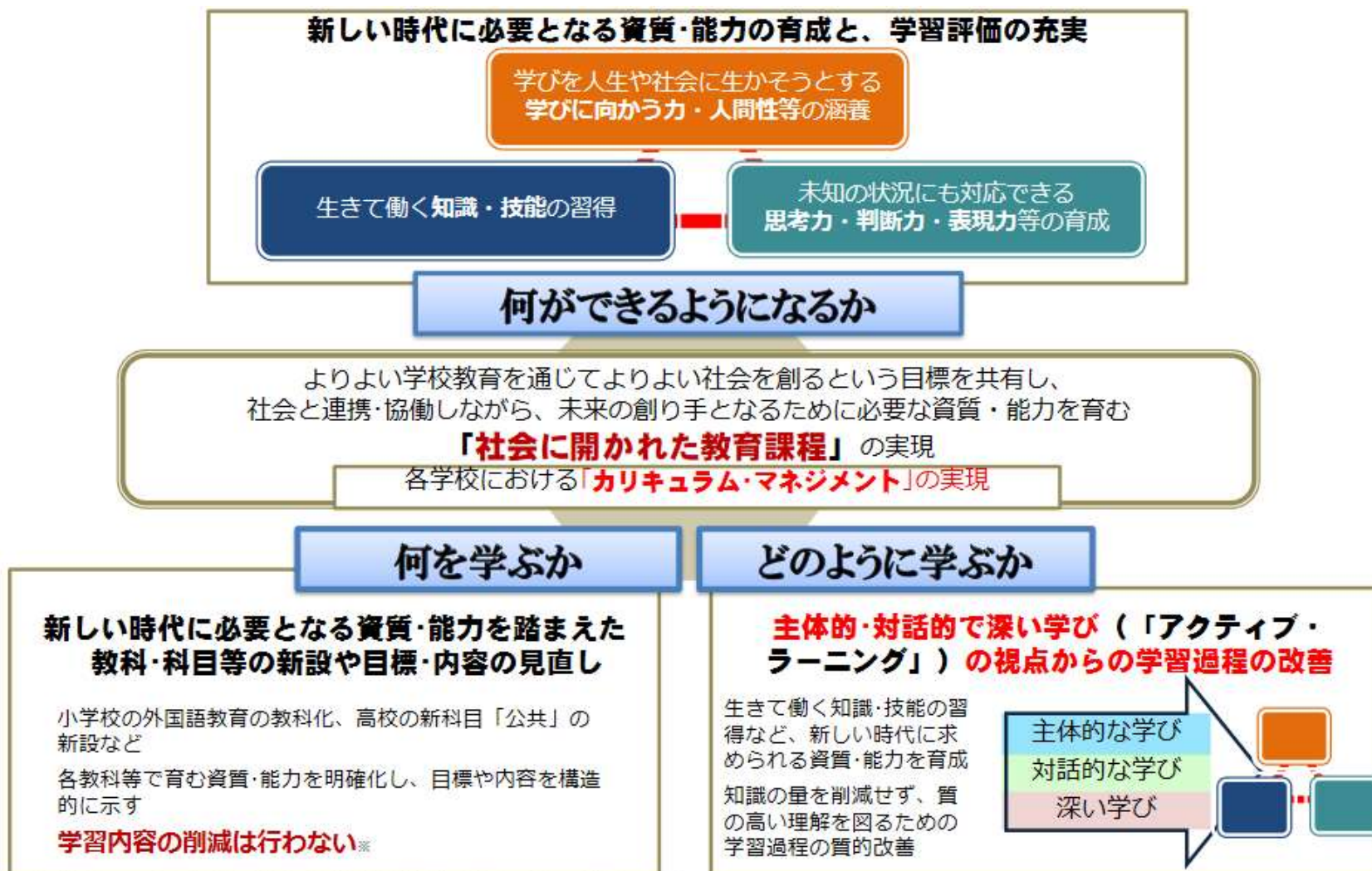


# 令和5年度 高等学校家庭科教員研修会



令和5年8月7日(月)  
岡山県教育庁高校教育課  
総括副参事 山本 恵

# 1 (1) 学習指導要領の全体構造



※高校教育については、些末な事実に基づく知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。



- **実践的・体験的な学習活動を通して、**  
よりよい社会の構築に向けて、主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力の育成を目指すとともに、生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善が図られるよう、目標及び内容を改善・充実。

# 1 (2) 高等学校家庭科改訂の要点 ・ 教科目標の改善



## 教科「家庭」の目標

### 見方・考え方

### 実施する学習活動

### 育成すべき資質・能力

柱書き

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を通して、様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的に捉え、家族・家庭の意義、家族・家庭 と社会との関わりについて理解を深め、家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて、生活を主体的に営むために必要な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。

知識及び技能

(2) 家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを根拠に基づいて論理的に表現するなど、生涯を見通して生活の課題を解決する力を養う。

思考力、判断力、表現力等

(3) 様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、地域社会に参画しようとするとともに、自分や家庭、地域の生活を主体的に創造しようとする実践的な態度を養う。

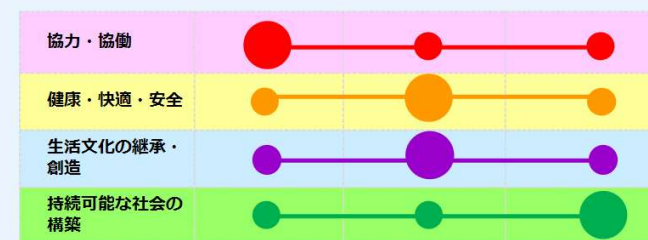
学びに向かう力、人間性等

## 生活の営みに係る見方・考え方

家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、**協力・協働**、**健康・快適・安全**、**生活文化の継承・創造**、**持続可能な社会の構築**等の視点で捉え、よりよい生活を営むために工夫すること。

### 自立し共に生きる生活の創造

家族・家庭生活    衣食住の生活    消費生活・環境



# 1 (2) 高等学校家庭科改訂の要点 ・ 科目編成の改善



2科目のうちいずれか1科目を必履修科目として履修すること。

## 家庭基礎 (2単位)

- 子供を生み育てることや子供と関わる力を身に付けるなどの乳児期に関する内容や、高齢者の生活支援技術の基礎に関する内容の充実。
- 自立した生活者として必要な衣食住の生活や生活における経済の計画などに関する実践力の定着を図るための学習活動の充実。

## 家庭総合 (4単位)

- 乳児との触れ合いや子供とのコミュニケーション、高齢者の生活支援技術、グローバル化に対応した日本の生活文化等に関する内容の充実。
- 生活を総合的にマネジメントできるように、健康や安全等を考慮するとともに、生活の価値や質を高める豊かな衣食住の生活を創造するための実践力を身に付けるための学習活動の充実。

### 【家庭基礎との違い】

- 科学的な理解と技能を体験的・総合的に身に付ける。
- 科学的な根拠に基づいて課題を解決する力を養う。
- 生活文化の継承・創造の観点から内容を充実。
- 生活の価値や質を高めつつ、豊かな生活を楽しむことができる実践力の育成を重視。

# 1 (2) 高等学校家庭科改訂の要点 ・ 科目編成の改善



柱書

## 家庭基礎

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を通して、様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

知識及び技能

- (1) 人の一生と家族・家庭及び福祉、衣食住、消費生活・環境などについて、生活を主体的に営むために必要な**基礎的な**理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。 **思考力、判断力、表現力等**
- (2) 家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを根拠に基づいて論理的に表現するなど、生涯を見通して課題を解決する力を養う。
- (3) 様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、地域社会に参画しようとするとともに、自分や家庭、地域の生活の充実向上を図ろうとする実践的な態度を養う。 **学びに向かう力、人間性等**

## 家庭総合

柱書

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を通して、様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

知識及び技能

- (1) 人の一生と家族・家庭及び福祉、衣食住、消費生活・環境などについて、生活を主体的に営むために必要な**科学的な**理解を図るとともに、それらに係る技能を**体験的・総合的に**身に付けるようにする。 **思考力、判断力、表現力等**
- (2) 家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを**科学的な**根拠に基づいて論理的に表現するなど、生涯を見通して課題を解決する力を養う。
- (3) 様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、地域社会に参画しようとするとともに、**生活文化を継承し**、自分や家庭、地域の生活の充実向上を図ろうとする実践的な態度を養う。 **学びに向かう力、人間性等**

# 1 (2) 高等学校家庭科改訂の要点 ・ 各科目の内容の改善



- 小・中・高等学校の系統性を踏まえ、「家庭基礎」、「家庭総合」とともに、内容構成をA「家族・家庭及び福祉」、B「衣食住」、C「消費生活・環境」にD「ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」を加えた四つに整理。
- 少子高齢化等の社会の変化や持続可能な社会の構築、食育の推進等に対応し、生涯を見通した生活設計、乳幼児や高齢者をはじめ地域社会の人々との関わり、衣食住に関わる生活文化の継承・創造、契約の重要性や消費者保護に関する内容を充実。

## 小・中学校

A 家族・家庭

B 衣食住の生活

C 消費生活・環境

## 高等学校

A 家族・家庭及び福祉

B 衣食住

C 消費生活・環境

D ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動

# 1 (2) 高等学校家庭科改訂の要点 ・ 各科目の内容の改善



目指す資質・能力等	内 容	
<p>○自立した生活者に必要な家族・家庭、衣食住、消費や環境等についての科学的な理解と技能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族・家庭についての理解</li> <li>・乳幼児の子育て支援等や高齢者の生活支援等についての理解と技能</li> <li>・生涯の生活設計についての理解</li> <li>・各ライフステージに対応した衣食住についての理解と技能</li> <li>・生活における経済の計画、消費生活や環境に配慮したライフスタイルの確立についての理解と技能</li> </ul>	<p>○科目の導入として、「生涯の生活設計」の項目を新たに設け、AからCまでの内容と関連付けるとともに、まとめとしても指導することを明記</p> <p>○現在を起点に将来を見通したり、自己や家族を起点に地域や社会へ視野を広げたりできるよう指導することを明記</p> <p>○家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして解決策を構想し、実践を評価・改善して、新たな課題の解決に向かう過程を重視した学習の充実を図ることを明記</p>	
<p>○家族・家庭や社会における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、生涯を見通して解決する力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族・家庭や社会における生活の中から問題を見いだし、課題を設定する力</li> <li>・生活課題について他の生活事象と関連付け、生涯を見通して多角的に捉え、解決策を構想する力</li> <li>・実習や観察・実験、調査、交流活動の結果等について、考察したことを科学的な根拠や理由を明確にして論理的に表現する力</li> <li>・他者の立場を考え、多様な意見や価値観を取り入れ、計画・実践等について評価・改善する力</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>家庭基礎(2単位)</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>家庭総合(4単位)</b></p>
<p>○相互に支え合う社会の構築に向けて、主体的に地域社会に参画し、家庭や地域の生活を創造しようとする実践的な態度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造しようとする態度</li> <li>・様々な年代の人とコミュニケーションを図り、主体的に地域社会に参画しようとする態度</li> <li>・生活を楽しく味わい、豊かさを創造しようとする態度</li> <li>・日本の生活文化を継承・創造しようとする態度</li> <li>・自己のライフスタイルの実現に向けて、将来の家庭生活や職業生活を見通して学習に取り組もうとする態度</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>A 人の一生と家族・家庭及び福祉</b></p> <p>(1) 生涯の生活設計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活課題に対応した意思決定の重要性についての理解や生涯を見通した生活設計の工夫</li> </ul> <p>(2) 青年期の自立と家族・家庭</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族・家庭に関する法規に触れることを明記</li> </ul> <p>(3) 子供の生活と保育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援についての理解</li> <li>・乳幼児と関わるための基礎的な技能</li> </ul> <p>(4) 高齢期の生活と福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の尊厳と介護についての理解(認知症含む)</li> <li>・高齢者の生活支援に関する基礎的な技能についての内容の充実</li> </ul> <p>(5) 共生社会と福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自助、共助及び公助の重要性についての理解</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>B 衣食住の生活の自立と設計</b></p> <p>(1) 食生活と健康</p> <p>(2) 衣生活と健康</p> <p>(3) 住生活と住環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災などの安全や環境に配慮した住生活の工夫</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>C 持続可能な消費生活・環境</b></p> <p>(1) 生活における経済の計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家計管理についての理解</li> <li>・リスクを想定し、不測の事態に備えた対応についての理解</li> </ul> <p>(2) 消費行動と意思決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者の権利と責任を自覚して行動できるよう契約の重要性についての理解</li> <li>・消費者保護の仕組みについての理解</li> </ul> <p>(3) 持続可能なライフスタイルと環境</p> <p style="text-align: center;"><b>D ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>A 人の一生と家族・家庭及び福祉</b></p> <p>(1) 生涯の生活設計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活課題に対応した意思決定の重要性についての理解や生涯を見通した生活設計の工夫</li> </ul> <p>(2) 青年期の自立と家族・家庭及び社会</p> <p>(3) 子供との関わりと保育・福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子供の遊びと文化についての理解</li> <li>・子育て支援についての理解と工夫</li> <li>・子供の発達に応じた適切な関わり方の工夫</li> </ul> <p>(4) 高齢者との関わりと福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の尊厳と介護についての理解(認知症含む)</li> <li>・高齢者の心身の状況に応じた生活支援に関する技能についての内容の充実</li> </ul> <p>(5) 共生社会と福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自助、共助及び公助の重要性についての理解</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>B 衣食住の生活の科学と文化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本と世界の衣食住の文化についての理解</li> <li>・和食、和服及び和室など、日本の伝統的な生活文化の継承・創造に関する内容の充実</li> </ul> <p>(1) 食生活の科学と文化</p> <p>(2) 衣生活の科学と文化</p> <p>(3) 住生活の科学と文化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災などの安全や環境に配慮した住生活とまちづくりの考察、工夫</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>C 持続可能な消費生活・環境</b></p> <p>(1) 生活における経済の計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不測の事態に備えたリスク管理に関する内容の充実</li> </ul> <p>(2) 消費行動と意思決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者の権利と責任を自覚して行動できるよう契約の重要性についての理解</li> <li>・消費者保護の仕組みについて理解</li> <li>・消費生活に関する演習を取り入れることを明記</li> </ul> <p>(3) 持続可能なライフスタイルと環境</p> <p style="text-align: center;"><b>D ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動</b></p>

※「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28年12月21日中央教育審議会)＜抄＞



# 1 (2) 高等学校家庭科改訂の要点 ・ 各科目の内容の改善



家庭基礎 (2単位)	家庭総合 (4単位)
<p><b>A 人の一生と家族・家庭及び福祉</b></p> <p>(1) 生涯の生活設計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活課題に対応した意思決定の重要性についての理解や生涯を見通した生活設計の工夫</li> </ul> <p>(2) 青年期の自立と家族・家庭</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家族・家庭に関する法規に触れることを明記</li> </ul> <p>(3) 子供の生活と保育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援についての理解</li> <li>乳幼児と関わるための基礎的な技能</li> </ul> <p>(4) 高齢期の生活と福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の尊厳と介護についての理解(認知症含む)</li> <li>高齢者の生活支援に関する基礎的な技能についての内容の充実</li> </ul> <p>(5) 共生社会と福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自助、共助及び公助の重要性についての理解</li> </ul>	<p><b>A 人の一生と家族・家庭及び福祉</b></p> <p>(1) 生涯の生活設計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活課題に対応した意思決定の重要性についての理解や生涯を見通した生活設計の工夫</li> </ul> <p>(2) 青年期の自立と家族・家庭及び社会</p> <p>(3) 子供との関わりと保育・福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子供の遊びと文化についての理解</li> <li>子育て支援についての理解と工夫</li> <li>発達に応じた適切な関わり方の工夫</li> </ul> <p>(4) 高齢者との関わりと福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の尊厳と介護についての理解(認知症含む)</li> <li>高齢者の心身の状況に応じた生活支援に関する技能についての内容の充実</li> </ul> <p>(5) 共生社会と福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自助、共助及び公助の重要性についての理解</li> </ul>

科目の導入として「生涯の生活設計」の項目を新たに設け、AからCまでの内容と関連付けるとともに、まとめとしても指導する。

現在を起点に生涯を見通した生活設計の工夫や生活課題に対応した意思決定の重要性についての理解ができるように改善。

家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして解決策を構想し、実践を評価・改善して、新たな課題の解決に向かう過程を重視した学習の充実を図った。

# 1 (2) 高等学校家庭科改訂の要点 ・ 各科目の内容の改善



家庭基礎 (2単位)	家庭総合 (4単位)
<p><b>B 衣食住の生活の自立と設計</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 和食、和服及び和室など、日本の伝統的な生活文化の継承・創造についての理解</li> </ul> <p>(1) 食生活と健康 (2) 衣生活と健康 (3) 住生活と住環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災などの安全や環境に配慮した住生活の工夫</li> </ul>	<p><b>B 衣食住の生活の科学と文化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本と世界の衣食住の文化についての理解</li> <li>・ 和食、和服及び和室など、日本の伝統的な生活文化の継承・創造に関する内容の充実</li> </ul> <p>(1) 食生活の科学と文化 (2) 衣生活の科学と文化 (3) 住生活の科学と文化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災などの安全や環境に配慮した住生活とまちづくりの考察、工夫</li> </ul>
<p><b>C 持続可能な消費生活・環境</b></p> <p>(1) 生活における経済の計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家計管理についての理解</li> <li>・ リスクを想定し、不測の事態に備えた対応についての理解</li> </ul> <p>(2) 消費行動と意思決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者の権利と責任を自覚して行動できるよう契約の重要性についての理解</li> <li>・ 消費者保護の仕組みについての理解</li> </ul> <p>(3) 持続可能なライフスタイルと環境</p>	<p><b>C 持続可能な消費生活・環境</b></p> <p>(1) 生活における経済の計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不測の事態に備えたリスク管理に関する内容の充実</li> </ul> <p>(2) 消費行動と意思決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者の権利と責任を自覚して行動できるよう契約の重要性についての理解</li> <li>・ 消費者保護の仕組みについて理解</li> <li>・ 消費生活に関する演習を取り入れることを明記</li> </ul> <p>(3) 持続可能なライフスタイルと環境</p>

自立した生活を営むために必要な基礎的・基本的な内容に重点を置く。

生涯を見通したライフステージごとの生活を科学的に理解させることに重点を置く。

小・中・高等学校の系統性や、成年年齢の引下げを踏まえ、内容C「持続可能な消費生活・環境」として新たに位置付けた。

# 1 (3) 指導計画作成上の配慮事項



## 第1章 総則 第3款 1(1)

第1款の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

特に、各教科・科目等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を発揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科・科目等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方(以下「見方・考え方」という。)が鍛えられていくことに留意し、生徒が各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

主体的・対話的で  
深い学びの実現



育成を目指す資質・能力の  
偏りない実現

# 1 (3) 指導計画作成上の配慮事項



【高等学校学習指導要領(平成30年告示) 第1章 総則  
第2款 教育課程の編成 3 教育課程の編成における共通事項】

## (6) 指導計画の作成に当たっての配慮事項

各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

ア 各教科・科目等の指導内容については、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、第3款の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにすること。

イ 各教科・科目等について相互の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。

# 1 (3) 指導計画作成上の配慮事項



## 第2章 各学科に共通する各教科 第3款 1(1)

単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、**生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図る**ようにすること。その際、**生活の営みに係る見方・考え方を働かせ**、知識を相互に関連付けてより深く理解させるとともに、**家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして解決策を構想し、実践を評価・改善して、新たな課題解決に向かう過程を重視した学習の充実を図る**こと。

## 第2章 各学科に共通する各教科 第3款 1(2)

「家庭基礎」及び「家庭総合」の各科目に配当する**総授業時数のうち、原則として10分の5以上を実験・実習に配当**すること。

## 第2章 各学科に共通する各教科 第3款 1(5)

**地域や関係機関等との連携・交流を通じた実践的な学習活動を取り入れるとともに、外部人材を活用するなどの工夫に努める**こと。

# 1 (3) 指導計画作成上の配慮事項



高等学校学習指導要領(平成30年告示) 解説 家庭編 第1部 第3章 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い p. 85

家庭科における「主体的な学び」の視点とは、現在を起点に生涯を見通して、家族・家庭や地域、社会の課題を発見し、その解決に取り組むとともに、学習の過程を振り返って、次の学習に主体的に取り組む態度を育む学びの視点である。そのため、学習した内容を実際の生活や地域社会で生かす場面を設定し、よりよい社会の構築等のために自分が社会に参画し貢献できる存在であることを認識し活動に取り組むことなどが考えられる。

「対話的な学び」の視点とは、様々な人々と対話したり、協働したりする中で、課題の解決に向けて自分の考えを明確にしたり、他者と多様な意見や価値観を共有したりして、自らの考えを広げ深める学びの視点である。

「深い学び」の視点とは、生徒が、実生活や社会の課題を他の生活事象と関連付け、生涯を見通して多角的に捉え、解決に向けた解決策の検討、計画、実践、評価、改善といった一連の学習活動の中で、「生活の営みに係る見方・考え方」を働かせながら課題の解決に向けて自分の考えを構想したり、表現したりして、資質・能力を獲得する学びの視点である。このような学びを通して、生活に関する事実的知識が概念的知識として質的に高まったり、技能の習熟・定着が図られたりする。また、このような学びの中で、「対話的な学び」の視点や「主体的学び」の視点から授業改善を図ることによって、家庭科が目指す「思考力・判断力・表現力等」も豊かなものとなり、相互に支え合う社会の構築に向けて課題を解決する力や、家庭や地域の生活を創造しようとする態度も育まれるものと考えられる。

# 1 (3) 指導計画作成上の配慮事項



主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善



生徒が  
「見方・考え方」を  
働かせて学ぶ授業

これまで気付  
かなかったこ  
とに、  
気付く

考えもしなかつた  
ことにまで、考え  
が深まる

育成を目指す資質・能力の偏りない実現

# 1 (3) 指導計画作成上の配慮事項



## (1) 共通教科「家庭」で育成を目指す資質・能力とICT活用の関係性を理解する

### 家庭科の目標

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、**実践的・体験的な学習活動**を通して、様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

#### 知識及び技能

人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的に捉え、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会との関わりについて理解を深め、家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて、生活を主体的に営むために必要な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。

#### 思考力、判断力、表現力等

家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを根拠に基づいて論理的に表現するなど、生涯を見通して生活の課題を解決する力を養う。

#### 学びに向かう力、人間性等

様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、地域社会に参画しようとするとともに、自分や家庭、地域の生活を主体的に創造しようとする**実践的な態度**を養う。

### コンピュータや情報通信ネットワークの活用

「高等学校学習指導要領（平成30年告示）」

- 指導に当たっては、コンピュータ等の情報機器や情報通信ネットワークなどの活用を図り、情報の収集、処理、分析、発信などを通して生徒の学習意欲を喚起させるとともに、学習の効果を高めるような積極的な工夫をすることが必要である。家庭科では、特に、生活に関わる外部の様々な情報を収集して活用することやデータの整理など指導の各場面において、コンピュータ等の情報機器や情報通信ネットワークなどを積極的に活用し学習の効果を高めるようにする。
- 実験・実習を行うに当たっては、被服実習室、食物実習室、家庭総合実習室などにおける施設・設備の定期点検及び整備を行い、安全管理や衛生管理を徹底するとともに、生徒の学習意欲を喚起するよう、資料、模型、視聴覚機器、情報通信機器などを整備し、学習環境を整えることが必要である。（一部抜粋）
- ※ 「家庭基礎」及び「家庭総合」の各科目の指導計画の作成に当たっては、各科目の総授業時数のうち、10分の5以上を実験・実習に配当するようにする。その際、実験・実習には、調査・研究、観察・見学、就業体験活動、乳幼児や高齢者との触れ合いや交流活動、消費生活演習などの学習活動が含まれる。

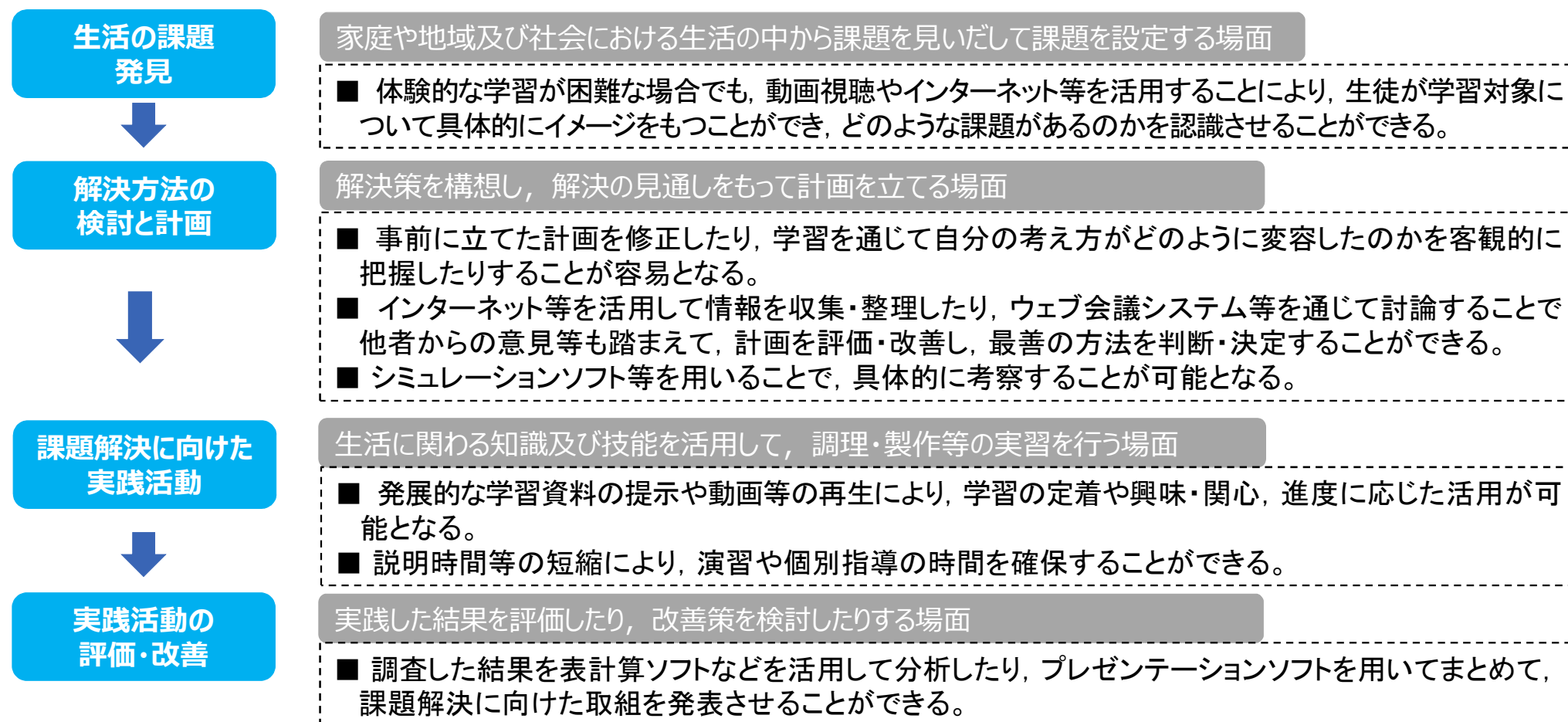
「高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 家庭編」



# 1 (3) 指導計画作成上の配慮事項



## (2) 一連の学習過程の中で効果的にICTを活用する



# 1 (4) 実験・実習における安全管理及び安全指導の徹底について



【高等学校学習指導要領(平成30年告示) 第1章 総則 第1款 高等学校教育の基本と教育課程の役割】

2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3款の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。

(3) 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科・科目及び総合的な探究の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

# 1 (4) 実験・実習における安全管理及び安全指導の徹底について



高等学校学習指導要領(平成30年告示) 第2章 各学科に共通する各科目  
第9節 家庭 第3款 各教科にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

**3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整備するとともに、火気、用具、材料などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。**

高等学校学習指導要領(平成30年告示) 解説 家庭編  
第3章 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い(p.91)

(略)

食物アレルギーについては、生徒の食物アレルギーに関する正確な情報の把握に努め、発症の原因となりやすい食物の管理や、発症した場合の緊急時対応について各学校の基本方針等を基に事前確認を行うとともに、保護者や関係機関等との情報共有を確実にを行い、事故の防止に努めるようにする。具体的には、調理実習で扱う食材にアレルギーの原因となる物質を含む食品が含まれていないかを確認する。食品によっては直接口に入れなくても、手に触れたり、調理したときの蒸気を吸ったりすることで発症する場合もあるので十分配慮する。

## 第3次学校安全の推進に関する計画（概要）

- 学校安全の推進に関する計画：各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、国が策定する計画（学校保健安全法第3条第2項）
- 「第3次学校安全の推進に関する計画の策定について（令和4年2月7日中央教育審議会答申）」を踏まえ、令和4年3月25日（金）に閣議決定（計画期間：令和4年度から令和8年度までの5年間）

### I 総論

#### 第3次計画の策定に向けた課題認識

- 学校が作成する計画・マニュアルに基づく取組の実効性に課題
- 学校安全の取組内容や意識の差
- 東日本大震災の記憶を風化させることなく今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要性 など

#### 施策の基本的な方向性

- 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める
- 地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する
- 全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する
- 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」する
- 学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成）

#### 目指す姿

- 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること
- 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること
- 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

### II 推進方策



**5つの推進方策**を設定し、学校安全に関する具体的な取組の推進と学校安全に関する社会全体の意識の向上を図る

1. 学校安全に関する組織的取組の推進

2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

3. 学校における安全に関する教育の充実

4. 学校における安全管理の取組の充実

5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

### 推進方策1. 学校安全に関する組織的取組の推進

- 学校経営における学校安全の明確な位置付け
- セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れ、学校安全計画を見直すサイクルの確立
- 学校を取り巻く地域の自然的環境をはじめとする様々なリスクを想定した危機管理マニュアルの作成・見直し
- 学校における学校安全の中核を担う教職員の位置付けの明確化、学校安全に関する研修・訓練の充実
- 教員養成における学校安全の学修の充実

### 推進方策2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

- コミュニティ・スクール等、学校と地域との連携・協働の仕組みを活用した学校安全の取組の推進
- 通学時の安全確保に関する地域の推進体制の構築、通学路交通安全プログラムに基づく関係機関が連携した取組の強化・活性化
- SNSに起因する児童生徒等への被害、性被害の根絶に向けた防犯対策の促進

### 推進方策3. 学校における安全に関する教育の充実

- 児童生徒等が危険を予測し、回避する能力を育成する安全教育の充実、指導時間の確保、学校における教育手法の改善
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実、関係機関（消防団等）との連携の強化
- 幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集
- ネット上の有害情報対策（SNSに起因する被害）、性犯罪・性暴力対策（生命（いのち）の安全教育）など、現代的課題に関する教育内容について、学校安全計画への位置付けを推進

### 推進方策4. 学校における安全管理の取組の充実

- 学校における安全点検に関する手法の改善（判断基準の明確化、子供の視点を加える等）、学校設置者による点検・対策の強化（専門家との連携等）
- 学校施設の老朽化対策、非構造部材の耐震対策、防災機能の整備の推進
- 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用
- 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等（学校事故対応に関する指針の内容の改訂に関する検討）

### 推進方策5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

- 学校安全に係る情報の見える化、共有、活用の推進（調査項目、調査方法の見直し等）
- 災害共済給付に関するデータ等を活用した啓発資料の周知・効果的な活用
- 設置主体（国立・公立・私立）に関わらない、学校安全に関する研修等の情報・機会の提供
- AIやデジタル技術を活用した、科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進
- 学校安全を意識化する機会の設定の推進（各学校の教職員等の意識を高める日・週間の設定等）
- 国の学校安全に関する施策のフォローアップの実施

# 1 (4) 実験・実習における安全管理及び安全指導の徹底について



令和4年5月17日付け文部科学省初等中等教育局参事官(高等学校担当)付産業教育振興室事務連絡

1. 実験・実習を行うに当たっては、実験・実習の安全確保を図るため、関連する法規等に従い、施設、実験・実習装置や照明などの日常の点検、施設・設備の安全管理及び学習環境の整備を行うこと
2. 機械や装置類の操作、毒物及び劇物などの各種薬品や薬剤、可燃物の使用に際しては、関連する法規に基づき適正に管理・運用するとともに、事故の防止に努め、生徒に対する安全と衛生の指導を徹底すること
3. 実験・実習における生徒への安全教育及び安全指導の時間を十分に確保し、学校全体で安全教育を推進し、安全意識の高揚を図ること
4. 学校における危機管理マニュアル等を改めて確認し、事故発生時の対応等について学校全体で共有すること

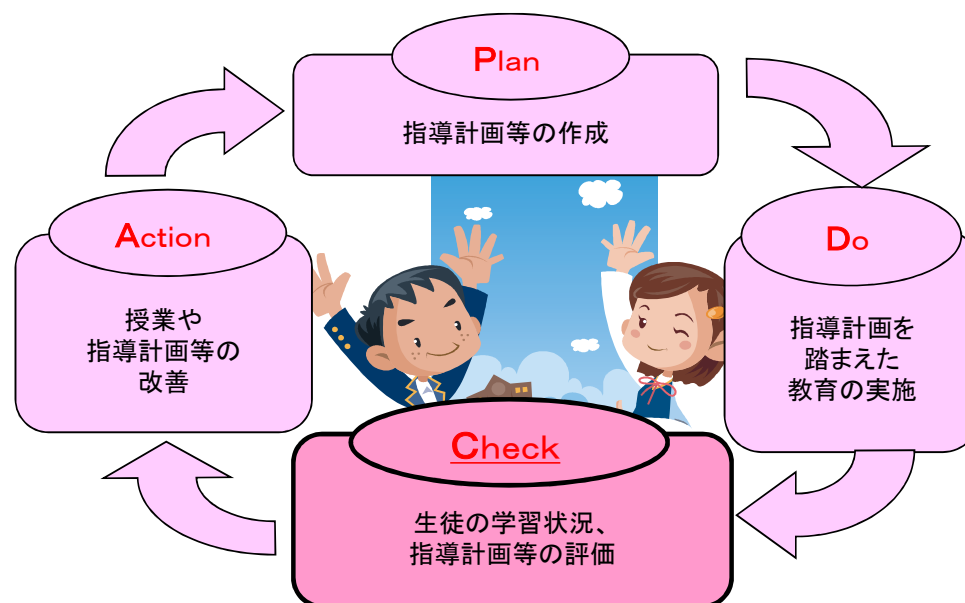
## 2 (1) 学習評価の改善の基本的な考え方

- 学習評価は、「生徒にどういった力が身についたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにする。
- 各教科・科目の学習評価においては、学習指導要領等の目標に照らして設定した観点ごとに学習状況の評価と評定を行う「目標に準拠した評価」として実施。  
⇒きめ細かい学習指導の充実と児童生徒一人一人の学習内容の確実な定着を目指す。

### 学習指導と学習評価のPDCAサイクル

- 学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図ること、学校における教育活動を組織として改善することが重要。

指導と評価の一体化



## 2 (1) 学習評価の改善の基本的な考え方



【高等学校学習指導要領(平成30年告示) 第1章 総則

第3款 教育課程の実施と学習評価 2 学習評価の充実】

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

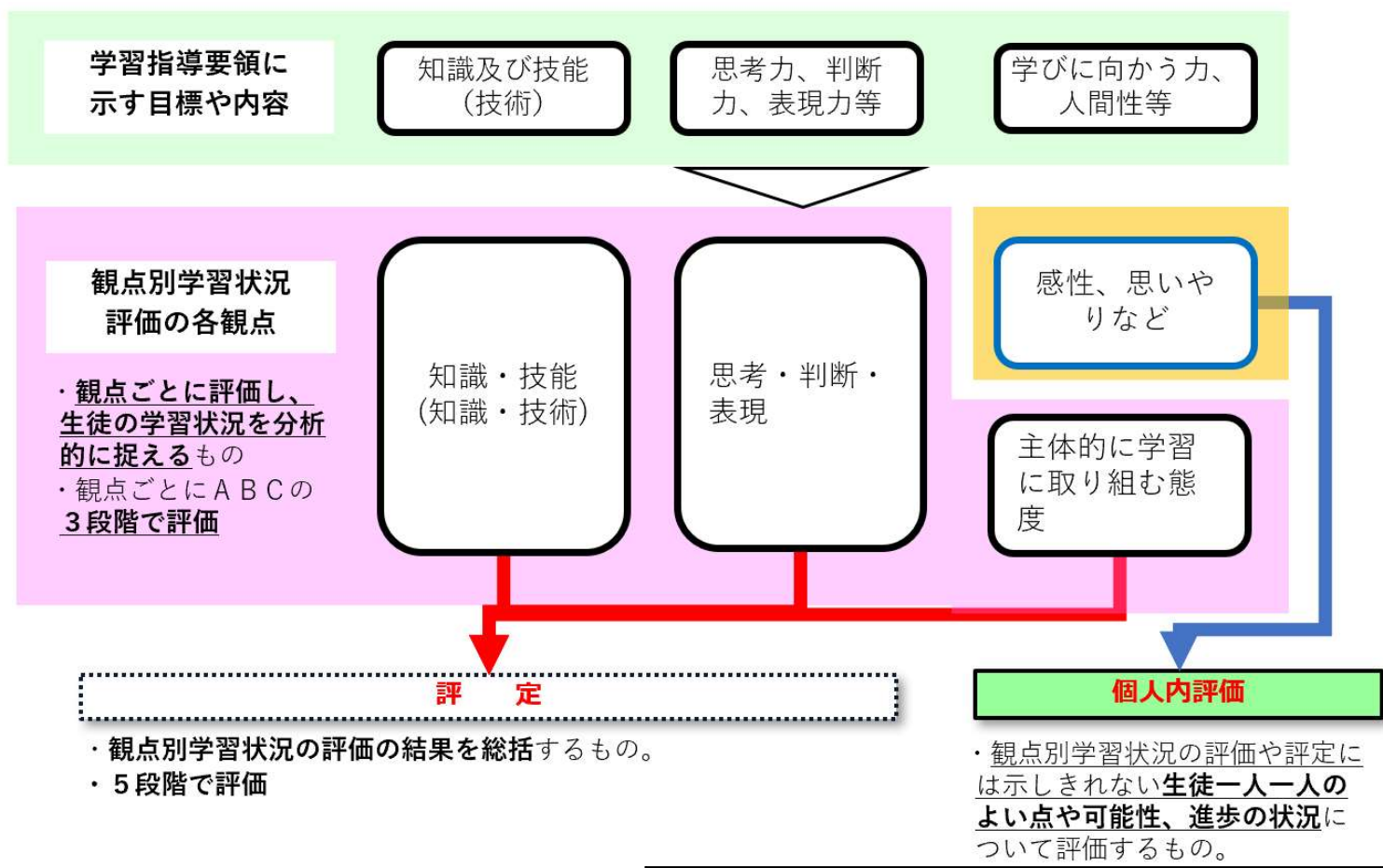
- (1) 生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意味や価値を実感できるようにすること。また、各教科・科目等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。
- (2) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて生徒の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。



## 2 (1) 学習評価の改善の基本的な考え方 ・ 学習評価の基本構造



- 各教科における評価は、**学習指導要領に示す各教科の目標や内容に照らして学習状況を評価するもの(目標準拠評価)**。
- したがって、**目標準拠評価は、集団内での相対的な位置付けを評価するいわゆる相対評価とは異なる。**



## 2 (1) 学習評価の改善の基本的な考え方 ・ 目標と観点の趣旨との対応関係



### 【高等学校学習指導要領 第2章 第9節 家庭「第1款 目標」】

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を通して、様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1)	(2)	(3)
人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的に捉え、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会との関わりについて理解を深め、家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて、生活を主体的に営むために必要な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。	家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを根拠に基づいて論理的に表現するなど、生涯を見通して生活の課題を解決する力を養う。	様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、地域社会に参画しようとするとともに、自分や家庭、地域の生活を <b>主体的に創造しようとする実践的な態度を養う。</b>

(高等学校学習指導要領p181)

### 【改善等通知 別紙5 各教科等の評価の観点及びその趣旨 <家庭>】

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的に捉え、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会との関わりについて理解を深め、生活を主体的に営むために必要な家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて理解しているとともに、それらに係る技能を <b>身に付けている。</b>	生涯を見通して、家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを根拠に基づいて論理的に表現するなどして課題を解決する力を身に付けている。	様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、 <b>課題の解決に主体的に取り組んだり、振り返って改善したりして、</b> 地域社会に参画しようとするとともに、自分や家庭、地域の生活を <b>創造し、実践しようとしている。</b>

(「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善について(通知)」別紙5 p4)

## 2 (1) 学習評価の改善の基本的な考え方 ・ 目標と観点の趣旨との対応関係

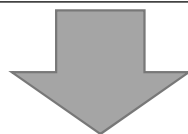


### 【高等学校学習指導要領 第2章 第9節 家庭「第2款 第1 家庭基礎 1 目標」】

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を通して、様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1)	(2)	(3)
人の一生と家族・家庭及び福祉，衣食住，消費生活・環境などについて，生活を主体的に営むために必要な基礎的な理解を図るとともに，それらに係る技能を身に付けるようにする。	家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして課題を設定し，解決策を構想し，実践を評価・改善し，考察したことを根拠に基づいて論理的に表現するなど，生涯を見通して課題を解決する力を養う。	様々な人々と協働し，よりよい社会の構築に向けて，地域社会に参画しようとするとともに，自分や家庭，地域の生活の充実向上を図ろうとする実践的な態度を養う。

(高等学校学習指導要領P. 181)



### 【第2款 第1 「家庭基礎」の評価の観点の趣旨(例)】

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
生活を主体的に営むために必要な人の一生と家族・家庭及び福祉，衣食住，消費生活・環境などの基礎的なことについて理解しているとともに，それらに係る技能を身に付けている。	生涯を見通して，家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして課題を設定し，解決策を構想し，実践を評価・改善し，考察したことを根拠に基づいて論理的に表現するなどして課題を解決する力を身に付けている。	様々な人々と協働し，よりよい社会の構築に向けて，課題の解決に主体的に取り組んだり，振り返って改善したりして，地域社会に参画しようとするとともに，自分や家庭，地域の生活の充実向上を図るために実践しようとしている。



科目「家庭基礎」における「内容のまとめり」

- |                         |                     |
|-------------------------|---------------------|
| ・ A 人の一生と家族・家庭及び福祉      | (1) 生涯の生活設計         |
| ・ A 人の一生と家族・家庭及び福祉      | (2) 青年期の自立と家族・家庭    |
| ・ A 人の一生と家族・家庭及び福祉      | (3) 子供の生活と保育        |
| ・ A 人の一生と家族・家庭及び福祉      | (4) 高齢期の生活と福祉       |
| ・ A 人の一生と家族・家庭及び福祉      | (5) 共生社会と福祉         |
| ・ B 衣食住の生活の自立と設計        | (1) 食生活と健康          |
| ・ B 衣食住の生活の自立と設計        | (2) 衣生活と健康          |
| ・ B 衣食住の生活の自立と設計        | (3) 住生活と住環境         |
| ・ C 持続可能な消費生活・環境        | (1) 生活における経済の計画     |
| ・ C 持続可能な消費生活・環境        | (2) 消費行動と意思決定       |
| ・ C 持続可能な消費生活・環境        | (3) 持続可能なライフスタイルと環境 |
| ・ D ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動 |                     |

■ 「内容のまとめり」  
とは

「内容のまとめり」とは、**学習指導要領に示す各教科等の「第2款 各科目」における各科目の「1 目標」及び「2 内容」の項目等**をそのまとめりごとに細分化したり整理したりしたものの。



【例】科目「家庭基礎」 C 「持続可能な消費生活・環境」(2)消費行動と意思決定

### C 持続可能な消費生活・環境

次の(1)から(3)までの項目について、持続可能な社会を構築するために実践的・体験的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

#### (2) 消費行動と意思決定

ア 消費者の権利と責任を自覚して行動できるよう消費生活の現状と課題，消費行動における意思決定や契約の重要性，消費者保護の仕組みについて理解するとともに，生活情報を適切に収集・整理できること。

知識及び技能に関する内容

イ 自立した消費者として，生活情報を活用し，適切な意思決定に基づいて行動することや責任ある消費について考察し，工夫すること。

思考力，判断力，表現力等に関する内容

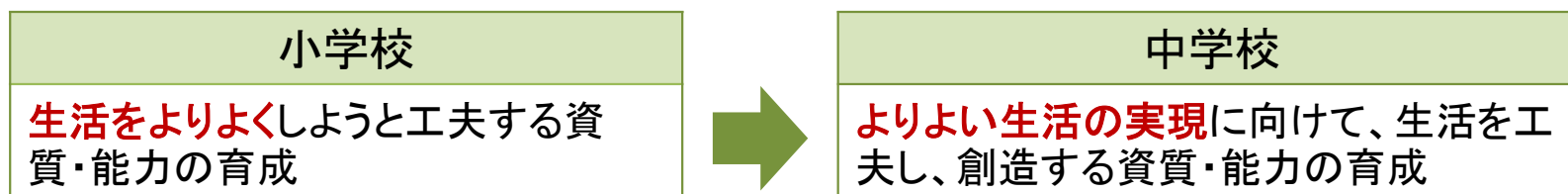
【高等学校学習指導要領（平成30年告示）】

※ 「主体的に学習に取り組む態度」に関しては，生徒の学習への継続的な取組を通して現れる性質を有すること等から，「2 内容」に記載がない。

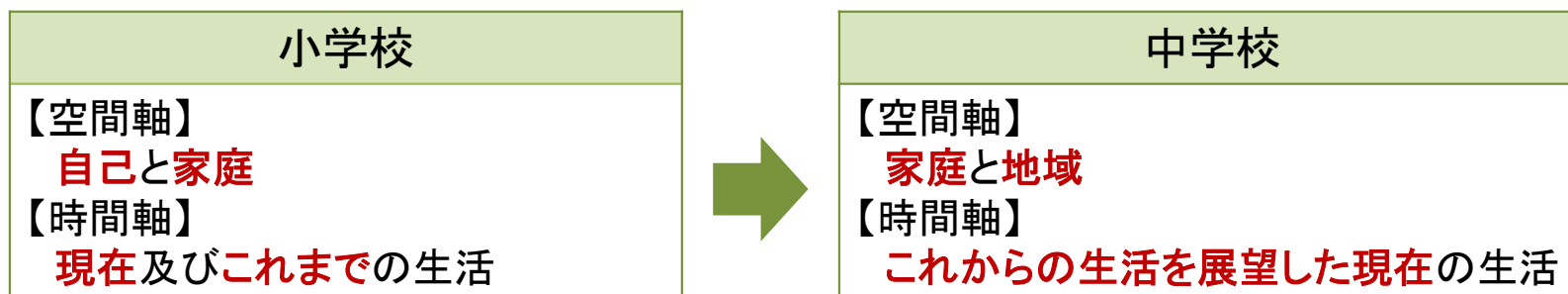
### 3 小学校家庭科、中学校家庭分野において育成を目指す資質・能力



#### 目標



#### 学習対象



### 3 小学校家庭科、中学校家庭分野において育成を目指す資質・能力



#### 内容「A 家族・家庭生活」で扱う項目(抜粋)

小学校	中学校
自分の成長の自覚 家族や家族の協力の大切さ 家庭の仕事	自分の成長と家族や家庭生活との関わり 家族・家庭の基本的な機能
	<b>幼児</b> の発達を理解し、 よりよい関わり方を工夫する
家族や地域の人々との関わり ・よりよい関わり方の工夫	家族・家庭や地域との協働 ・家族関係をよりよくする方法の工夫
	・ <b>高齢者など地域の人々</b> と関わり、 協働する方法の工夫
家族・家庭生活についての 課題と実践	家族・家庭生活についての 課題と実践
	<i>※選択履修</i>

### 3 小学校家庭科、中学校家庭分野において育成を目指す資質・能力



#### 内容「B 衣食住の生活」(食生活)で扱う項目(抜粋)

小学校	中学校
食事の役割	食事の役割と中学生の栄養の特徴
調理の基礎	日常食の調理と地域の食文化
・塩味による味付け	・煮る、焼く、蒸す
・ゆで方、いため方	・ <b>魚</b> や <b>肉</b> の調理
・米飯及びみそ汁の調理	・だしと地域又は季節の食材を用いた <b>煮物又は汁物</b> の調理
栄養を考えた食事	<b>中学生に必要な栄養</b> を満たす食事
・ <b>五大栄養素</b>	・ <b>食品群</b> の分類
・ <b>三つのグループ</b> に分ける	・中学生の1日に必要な
・ <b>1食分</b> の献立(主食、主菜、副菜)	食品の種類と概量
	・ <b>中学生の1日分の献立</b> 作成
	食生活(衣生活、住生活)についての課題と実践
	<b>※選択履修</b>



### 3 小学校家庭科、中学校家庭分野において育成を目指す資質・能力



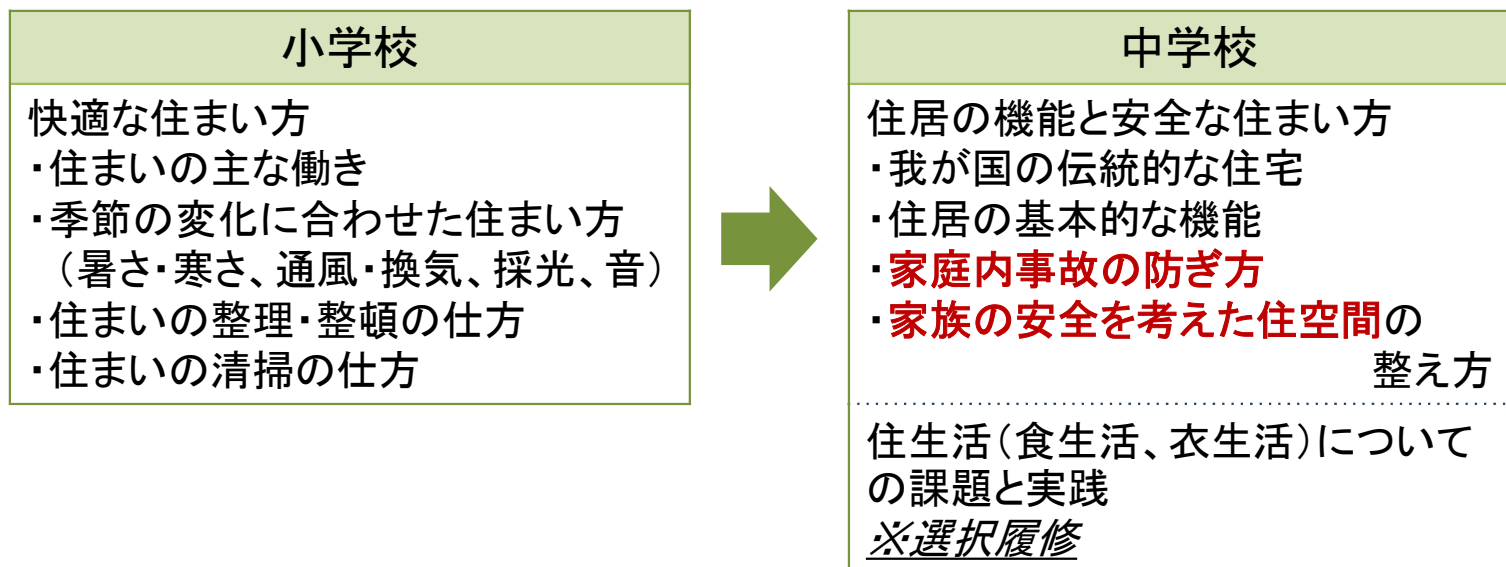
#### 内容「B 衣食住の生活」(衣生活)で扱う項目(抜粋)

小学校	中学校
<p>衣服の着用と手入れ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・衣服の主な働き</li><li>・季節や状況に応じた日常着の着方</li><li>・ボタンの付け方</li><li>・洗濯の仕方(手洗い)</li></ul>	<p>衣服の選択と手入れ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・衣服と社会生活の関わり</li><li>・目的や個性に応じた着用</li><li>・材料に応じた日常着の手入れ</li><li>電気洗濯機を用いた洗濯</li><li>まつり縫いによる裾上げ</li><li>ミシン縫いによるほころび直し</li><li>スナップ付け など</li></ul>
<p>生活を豊かにするための 布を用いた製作</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・手縫い(玉結び、玉どめ、なみ縫い、返し縫い、かがり縫い)</li><li>・ミシン縫い</li></ul>	<p>生活を豊かにするための 布を用いた製作</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・衣服の再利用</li></ul>
	<p>衣生活(食生活、住生活)についての課題と実践</p> <p>※選択履修</p>

### 3 小学校家庭科、中学校家庭分野において育成を目指す資質・能力



#### 内容「B 衣食住の生活」(住生活)で扱う項目(抜粋)



### 3 小学校家庭科、中学校家庭分野において育成を目指す資質・能力



#### 内容「C 消費生活・環境」

小学校
物や金銭の使い方と買い物 ・現金による店頭での買物 ・売買契約の基礎 ・消費者の役割 ・物や金銭の大切さ ・身近な物の選び方、買い方 ・購入するための情報の収集・整理
環境に配慮した生活 ・環境に配慮した物の使い方 （物を長く大切に使う、無駄なく使う、 再利用、調理実習における材料、 水、電気、ガスなどの使い方） ・環境に配慮した生活



中学校
金銭の管理と購入 ・購入方法の特徴（無店舗販売） ・クレジットカードによる三者間契約 ・売買契約の仕組み ・消費者被害の背景、被害への対応 （各種相談機関、クーリング・オフ） ・選択に必要な情報の収集・整理
消費者の権利と責任 ・消費者の権利と責任の具体的理解 ・自分や家族の消費行動が環境や 社会に及ぼす影響 ・責任ある消費行動
消費生活・環境についての 課題と実践
※選択履修

### 3 小学校家庭科、中学校家庭分野において育成を目指す資質・能力



#### 内容C(2)ア 消費行動

契約の重要性については、**売買契約**の他に多様な契約があることや・・・**中学校における学習を踏まえた上で**・・・

高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 家庭編

#### 内容C(1)ア(イ) 売買契約の仕組み

**小学校における「買物の仕組み」の学習を踏まえ**、契約が法律に則ったきまりであり、**売買契約**が成立するためには・・・

中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 技術・家庭編

#### 内容C(1)ア(ア) 買物の仕組み

・・・日常行っている買物が**売買契約**であることを理解できるようにする

小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 家庭編

### 3 小学校家庭科、中学校家庭分野において育成を目指す資質・能力



#### 内容A(4)ア 生活支援に関する基礎的な技能

(前略)・・・車椅子の操作や移動・移乗の介助、食事・着脱衣の介助などの基礎的な技能を身に付けることができるよう・・・

高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 家庭編



#### 内容A(3)ア(イ) 介護など高齢者との関わり方

(前略)・・・立ち上がりや歩行などの介助の方法について扱い、理解できるようにする。この学習は、高等学校家庭科における高齢者の介護に関する学習につなげるようにする。

中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 技術・家庭編

## 4 産業界と連携した学びの推進

### ～岡山県教育委員会と経済6団体との包括連携協定の締結～

### 産業界等と連携した学びの推進

～岡山県教育委員会と経済6団体との包括連携協定の締結～



県教育委員会は、県立高校等の産業界と連携した**専門的かつ協動的な学びの充実**と生徒が**企業をよりよく知る機会**の充実を図り、**地域の発展を担う人材を育成**することを目的に、令和4年8月、県内の経済6団体<sup>※</sup>と包括連携協定を締結しました。

予則困難な時代にあっても、様々な変化に主体的に対応し、他者と協働しながら生き抜く力を身に付けることが、今の高校生には求められています。そうした力を育成する**高校の学びは、学校の中だけで完結するものではなく、地域や産業界等との連携・協働を通して実現するものです**（「社会に開かれた教育課程」の実現）。この包括連携協定を基礎に、**各校と産業界等の一層の連携を期待**しています。

<sup>※</sup>岡山県経済団体連合会、岡山県商工会議所連合会、岡山県建設業協会、岡山県建設労働組合、岡山県建設労働組合連合会、岡山県建設労働組合連合会、岡山県建設労働組合連合会、岡山県建設労働組合連合会

#### 産業界等との連携による学びのイメージ

課題解決型学習やキャリア教育のための講師を招いての講演会

「総合的な探究の時間」や「課題研究」における企業と一緒に**商品開発**や**共同研究**

より高度な技術の習得のための実習における**技術指導**

企業訪問やインターシップの実施

企業が持つ最先端の**技術**や**設備**の見学

**こうした学びを実現するために**  
**学校と企業との連携を促進する新たな仕組みがスタート**します  
**積極的に利用して学びのバージョンアップを図ってください！**

**ステップ1**

学校 → **別紙「企業連携依頼シート」**を提出 (希望連携先や連携したい内容など記入) → 商工会議所・商工会

**ステップ2**

学校 ← 連携先の企業を連絡 → 商工会議所・商工会 ← 連携先企業を調整 → 学校


**ステップ3**

学校 ← 連携先企業と直接連絡 → 連携開始 → 学校

また、企業の方から「〇〇高校とコラボレーションして商品開発したい」など、連携の希望があった場合には、各商工会議所・商工会から学校に連絡が入ることがあります。

### 県内の 商工会議所・商工会 の連絡先はこちら！

商工会議所		
(一社)岡山商工会議所連合会 ※ 県内全域や広域に及ぶ連携の場合はこちらへ、各区域での連携の場合は、下記のA～Lの各商工会議所へご連絡ください。		
A 岡山商工会議所 086-232-2266	B 倉敷商工会議所 086-424-2111	C 津山商工会議所 0868-22-3141
D 玉島商工会議所 086-526-0131	E 玉野商工会議所 0863-33-5010	F 児島商工会議所 086-472-4450
G 笠岡商工会議所 0865-63-1151	H 井原商工会議所 0866-62-0420	I 備前商工会議所 0869-64-2665
J 高梁商工会議所 0866-22-2091	K 総社商工会議所 0866-92-1122	L 新見商工会議所 0867-72-2139



商工会				
① 岡山北商工会 0867-24-2131	② 岡山西商工会 086-293-0454	③ 岡山南商工会 086-296-0765	④ 吉備中央町商工会 0866-54-1062	⑤ 瀬戸内市商工会 0869-22-1010
⑥ 赤松商工会 086-955-0144	⑦ 備前東商工会 0869-72-2151	⑧ 和気商工会 0869-93-0522	⑨ つくば商工会 086-428-0256	⑩ 総社吉備路商工会 0866-93-8000
⑪ 真備船橋商工会 0866-96-0265	⑫ 浅口商工会 0865-44-3211	⑬ 備中西商工会 0866-82-0559	⑭ 備北商工会 0866-42-2412	⑮ 阿哲商工会 0867-92-6103
⑯ 真庭商工会 0867-42-4325	⑰ 作州津山商工会 0866-36-5533	⑱ 楳野町商工会 0866-54-3311	⑲ 久米郡商工会 0868-66-0033	⑳ みまさか商工会 0868-73-6520

**ご質問にお答えします Q & A**

**Q1** これまで企業に直接連絡を取って連携を行ってききましたが、今後は学校から企業へ直接連絡してはいけないのでしょうか。

**A1** これまでどおり行っていただいて構いません。今回の新たな仕組みは「どのような企業と連携すればよいのか分からない」「新たな分野の企業と連携したい」などの場合に、商工会議所・商工会に相談することで、学校の要望も踏まえ、連携先の企業を調整していただけるものです。

**Q2** 商工会議所・商工会に相談することで、どのようなメリットがありますか。

**A2** 会員企業の情報を把握している各商工会議所・商工会に相談することで、学校が想定した以上の新たな気づきや発想、新分野での連携につながることを期待できます。例えば、普通科の探究学習の発表会において、課題解決案の実現可能性についてコメントいただく企業の依頼や、農業科や工業科での、販売も視野に入れたマーケティング学習に対応できる新たな連携先企業の依頼などが考えられます。また、キャリア教育推進の観点からも、地元の商工会議所・商工会と日頃から連携することのメリットは大きいと考えます。

**Q3** 商工会議所・商工会に相談する以外にも、連携先の企業を調整してもらう方法がありますか。

**A3** 例えば「〇〇の業界と連携したい」という場合には「岡山県中小企業団体中央会」、「経営者の方の話を聞きたい」という場合には「岡山県経営者協会」や「一般社団法人岡山経済同友会」など、他の経済団体を通じて連携先を調整していただくことも可能です。そのような連携を希望する場合、県教育庁高校教育課（086-226-7586）まで相談ください。

岡山県教育庁高校教育課

# 5 その他

## 高校向け 新学習指導要領や成年年齢引き下げを意識した学習にぜひご活用ください。

**無償**

**「社会保障制度」や「生命保険」が学べる講師派遣・副教材**

**を利用しませんか？**

Zoom等を活用したリアルタイムのオンライン講座や、講義を録画した動画を提供するオンデマンド講座にも対応しています。

○公益財団法人 生命保険文化センター  
公正・中立な立場で生活設計や生命保険に関する情報提供等を行うことを目的に、1976年(昭和51年)に設立。「消費者啓発・情報提供活動」「学術振興事業」「調査活動」の事業を3つの柱に、中学校・高校・大学等への講師派遣、一般消費者や消費生活相談員等対象の学習会の実施、学校教育用副教材や消費者向け小冊子の作成、生活保障に関する意識や生命保険の加入実態等を探る調査活動を行っています。

**お申込み方法** 申込用紙をFAX(03-5220-9090)ください。当センターHPからの申込も可能です。

**お問い合わせ先** 公益財団法人 生命保険文化センター 生活情報室 講師派遣担当  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国階ビル3階  
TEL:03-5220-8517 E-mail:jitsugaku@jil.or.jp

「講師派遣」の詳細については、右記当センターHPをご参照ください。

**公益財団法人 生命保険文化センター**  
※当センターにて実施している本活動における案内業務については、生命保険協会地方事務局長に一部委託しております。

## ①「教員向け」研修会等への講師派遣

- 各教科の研究会にて定期的に実施している研修会や勉強会、また総会等で先生方がお集まりになる機会にご活用いただけます。
- 講師派遣は全国どこでも可能、費用のご負担は一切不要です。
- 日程や開催時間等、可能な限りご要望にお応えさせていただきますので、お気軽にご相談ください。

家庭科・公民科 等
講座内容例【60～120分】

**NEW** ○民間保険(生命保険・損害保険)に関する授業実践勉強会

- 生命保険文化センター・日本損害保険協会の両団体から職員を講師として派遣します。
- 対象:高校教員向け
- 全国どこでも派遣可(無償)
- ※対面と合わせてZoomを使用した双方向によるオンライン実施も可
- 実施可能日:月・金※祝日・年末年始を除く
- 実施例【計90～120分】

(1) 総論【20分】  
各教科において「リスク管理」「自動・共助・公助」「民間保険」を取り上げるにあたって、新学習指導要領における位置づけやリスク管理の重要性等について解説します。

(2) 授業プラン①生命保険【30～40分】(生命保険文化センター)

(3) 授業プラン②損害保険【30～40分】(日本損害保険協会)  
履かれた授業時間の中でどのように触れたいのか、生命保険・損害保険それぞれの高校向け副教材の活用方法および周辺知識について解説します。質疑応答も大歓迎です。

※別途、生命保険文化センターでは、60～120分程度の時間で、当センターで作成している冊子やプレゼンテーション用の副教材を活用して、「生活設計やリスク管理」「自動・共助・公助」「社会保障制度や生命保険」等について、当センター職員が解説させていただきます。教員対象勉強会も実施しております。土・日・祝日、夜間の実施、オンラインによる実施も可能です。

**参考** 本講師派遣の内容に関連する2022年度から年次進行で実施されている「新学習指導要領」記載部分について

**高校・家庭科(家庭基礎)**  
家庭科「高等学校学習指導要領」には、『家計の構造や生活における経済と社会との関わり、家計管理について理解すること。』と記載されています。  
また、解説には、『家計管理については、収支バランスの重要性とともに、リスク管理も踏まえた家計管理の基幹について理解できるようにする。その際、生涯を見通した経済計画を立てるには、教育資金、住宅取得、老後の備えの他にも、事故や病気、失業などリスクへの対応が必要であることを取り上げ、預貯金、民間保険、株式、債券、投資信託等の基本的な金融商品の特徴(メリット、デメリット)、資産形成の視点にも触れるようにする。』と記載されています。

**高校・公民科(公共)**  
公民科「高等学校学習指導要領」には、『職業選択、雇用と労働問題、財政および租税の役割、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、市場経済の機能と限界、金融の働き(途中省略)などに関する現実社会の事柄や課題を基に、公正かつ自由な経済活動を行うことを通じて資源の効率的な配分が図られること(途中省略)』について理解すること』と記載されています。  
また、解説には、『貯蓄や民間保険などにも触れ、自動、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるようにするにはどうすればよいか多面的・多角的に考察、構想し、表現できるようにすることが考えられる。』と記載されています。

## ②「生徒向け」出前講座としての講師派遣

- ご担当されている授業の1コマ(50分程度)をお借りして講座を実施します。
- クラス単位の複数回の実施や、50分の授業を2コマ連続で行うことも可能です。
- 講師派遣(オンライン・オンデマンド可)は全国どこでも可能、費用のご負担は一切不要です。
- 講座の内容に沿った生徒用ワークシートをご用意しております。

家庭科	公民科
講座内容例【50分】	講座内容例【50分】

家庭科向けには以下2つのテーマをご用意しています。

**テーマ①「生活設計とリスクへの備え」**  
将来のライフイベント(結婚や教育等)でかかるお金をクイズ形式で考えとともに、身の回りのリスクに備える方法として、社会保障や預貯金・民間保険について学ぶことができます。

**テーマ②「事例から考えるリスクマネジメント」**  
イラストを使った事例を用いて、実際にリスクが起きた場面を想像しながら、どんな備えが必要か自らの考えをまとめ、身の回りのリスクに備える方法として、社会保障や預貯金・民間保険について学ぶことができます。

【50分×2コマの場合】  
上記、家庭科向けテーマ①「生活設計とリスクへの備え」と合わせて、当センター作成の生徒用ワークブック「君とみらいとライフプラン」を使い、ライフプラン表を作成する作業(アクティブ・ラーニング)を実施することも可能。

全科目共通
講座内容例【50分】

**テーマ「成年になるということ」**  
成年年齢引き下げにより可能となる契約を切り口に、クレジットカードといったキャッシュレス等、お金を借りる収入と支出のバランスや生活におけるリスク管理、契約に関するトラブルやクーリングオフについても学ぶことができます。

2022年度 学生・生徒対象 講師派遣実績

実施回数	693回
受講者数	33,139名

※2023.10現在 実施予定あり

**③副教材について**

**プレゼン用定型レジュメ**  
講師派遣でも利用しているプレゼン用定型レジュメ・生徒用ワークシートは、当センターにてご購入いただけます。編集可能な状態で最新データロードが可能です。授業時間もありませので、ぜひ授業にご活用ください。

**冊子**  
生活設計に使えるワーク&データ集「君とみらいとライフプラン」が付録。ライフプラン表は切り取りができて、課題にも最適です。教員用手引も用意されています。「君とみらいとライフプラン」の申込等詳細についてはこちらを参照ください。